

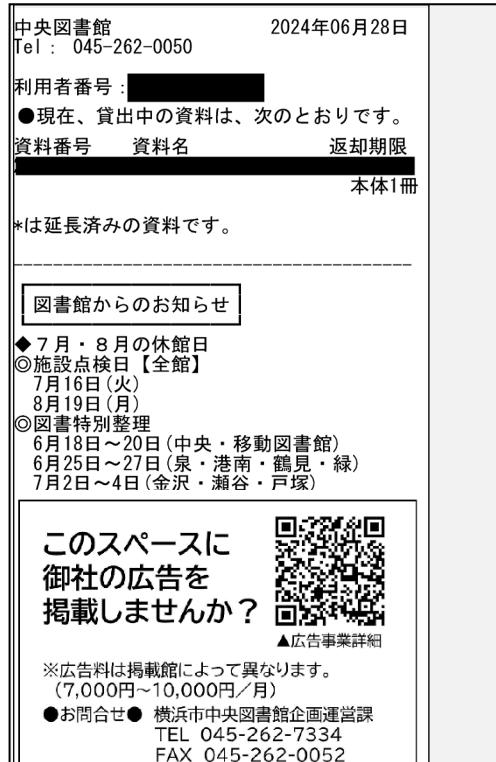
広告募集案内【定価制】
(印刷物広告掲載仕様書)

図書貸出レシートに広告を掲載する事業者を以下のとおり募集します。

■対象印刷物

名 称		図書貸出レシート
内 容		<p>横浜市立図書館では、利用者に図書を貸出す際、本のタイトルや返却期限を印字したレシート用紙を1回の貸出につき1枚、利用者にお渡ししています。</p> <p>このレシート用紙の下部に、広告画像を掲載いただけます。市立図書館18館から、お好きな場所を選択してのお申込みも、複数の図書館を選択してのお申込みも可能です。</p>
規格	判 型	幅：79.5mm 長さ：約140mm (広告スペース：約縦41mm×約横63mm)
	ページ数	貸出1回につき1枚
発 行 部 数		<p>約2,808,491枚</p> <p>※令和6年度貸出利用者総数を元に算出しています。各図書館の貸出利用者数は、別紙1をご覧ください。</p>
発 行 頻 度		貸出1回につき1枚
発 行 予 定		令和8年4月1日
配 布 期 間		<p>令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連続した3か月以上1か月単位でお申込みいただけます。
配 布 方 法 (対象者・場所等)		<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市立図書館（18館）で本を借りられた方に手渡しで配布します。 ・各図書館の所在地は別紙2をご確認ください。
備 考		<ul style="list-style-type: none"> ・サーマルロール紙に印字します。 ・配布館により広告料が異なります。 ・図書館の休館日は図書館カレンダーをご確認ください。 ・事業者選定後、原則として、4月から広告を開始する場合には4月30日（木）までに、その他の月から広告を開始する場合には掲載開始月の前月末（平日）までに、本市が後日お送りする納入通知書にて広告料を納付いただきます。 ・広告掲出期間内に図書館内の工事を実施する可能性があります。工事を実施の場合、一定期間全面休館または部分休館する可能性があります。 連続する15日を超えて貸出ができない館があった場合、該当館について協議の上、返金対応（納入済みの場合）または広告料（納入前の場合）に変更させていただきます。

▼表紙画像：サンプル



■広告内容

スペース（縦×横）：41mm×63mm

枠数：各館で1枠ずつ

色数：1色（黒。グレースケール印刷には対応していません）

掲載場所	広告料（1枠、税込／月額）
中央図書館、港北図書館、山内図書館、都筑図書館、戸塚図書館、	10,000円
鶴見図書館、神奈川図書館、中図書館、南図書館、港南図書館、 保土ヶ谷図書館、旭図書館、磯子図書館、金沢図書館、緑図書館、 栄図書館、泉図書館、瀬谷図書館	7,000円

※ 広告料には広告代理店手数料を含みます。

※ 市立図書館18館から、お好きな場所を選択してのお申込みも、複数の図書館を選択してのお申込みも可能です。

■広告掲載に関する条件

横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。

その他以下に掲げる広告は掲載できません。

- ・特定の図書（電子書籍含む）に関する広告

■原稿の制作等

初稿入稿締切	掲載開始日の2週間前（土・日・祝日にあたる場合は、前開庁日とします）
最終入稿締切	掲載開始日の1週間前（土・日・祝日にあたる場合は、前開庁日とします）

※ 原稿内に、「広告」である旨を明記してください。

※ 広告料には制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。完全データにて入稿してください。

・データ形式：JPEG (.jpeg) または PNG (.png)。文字はアウトライン化してください。

・サイズ：縦383ピクセル×横575ピクセル以下（比率は2:3で作成）

（線が細かったり、解像度が低かったりする場合、イメージどおりに印字されないことがあります。）

※ 申込時に、広告掲載申込書の「広告原稿記載事項」欄に申込時点で想定している広告画像に掲載予定の文言を記載してください。

※ 初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。

広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。

※ 入稿締切までに原稿をご提出いただけない場合には、広告を掲載できないこととなります。その場合であっても広告料はお支払い頂きますのでご留意ください。

※ 広告掲出後、自己都合による取り下げの場合、返金対応はいたしません。

■広告掲載期間

月	掲載開始日	掲載終了日	申込終了日
4月	令和8年4月1日（水）	令和8年4月30日（木）	令和8年2月27日（金）
5月	令和8年5月1日（金）	令和8年5月31日（日）	令和8年3月23日（月）
6月	令和8年6月1日（月）	令和8年6月30日（火）	令和8年4月20日（月）
7月	令和8年7月1日（水）	令和8年8月2日（日）	令和8年5月20日（水）
8月	令和8年8月3日（月）	令和8年8月31日（月）	令和8年6月22日（月）
9月	令和8年9月1日（火）	令和8年9月30日（水）	令和8年7月21日（火）
10月	令和8年10月1日（木）	令和8年11月1日（日）	令和8年8月20日（木）
11月	令和8年11月2日（月）	令和8年11月30日（月）	令和8年9月24日（木）
12月	令和8年12月1日（火）	令和9年1月4日（月）	令和8年10月20日（火）
1月	令和9年1月5日（火）	令和9年1月31日（日）	令和8年11月20日（金）
2月	令和9年2月1日（月）	令和9年2月28日（日）	
3月	令和9年3月1日（月）	令和9年3月31日（水）	

※ 各図書館単位で連続した3か月以上1か月単位でお申し込みいただけます。

4■申込み

申込条件	広告代理店のほか、広告主自らのお申込みも可能です。
申込方法	<p>申込書（別紙）をEメール又はFAX等で下記申込先へ送付してください。 ※複数枠のお申込みも可能です。</p> <p>※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。</p> <p>※郵送の場合は、掲載開始月の申込終了日まで必着</p>
事業者選定方法	<p>先着順</p> <p>※1日単位で締めきります。同日に受けたお申込は同順位として取扱います。</p> <p>同日内に空き枠数を超えたお申込があった場合は、広告料の総額が高い方を優先とします。同額の場合は横浜市が抽選を行い、決定します。</p> <p>※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。（午後5時25分より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後5時25分までに受領した申込書と同順となります。）</p>
募集開始日	令和8年1月30日（金）
申込期間	令和8年1月30日（金）～令和8年11月20日（金）
申込先	<p>（担当課名）横浜市教育委員会事務局 中央図書館 企画運営課</p> <p>（所在地）〒220-0032 横浜市西区老松町1</p> <p>（TEL/FAX）TEL 045-262-7334 / FAX 045-262-0052</p> <p>（Eメール）ky-libkoukoku@city.yokohama.lg.jp</p>

■図書館・場所別利用状況（令和6年度）

統計数値は、令和6年度年間の数値です。

	図書館名	貸出利用者数(人)	貸出冊数(冊)	入館者数(人)	登録者数(人)
		(貸出レシート発行枚数)			
	総計	2,808,491	9,123,297	6,305,638	715,273
1	中央	291,030	909,557	666,623	114,312
2	鶴見	114,513	378,246	239,273	31,156
3	神奈川	141,041	531,432	296,425	28,872
4	中	79,742	258,807	236,448	18,530
5	南	120,432	359,185	271,498	26,409
6	港南	110,561	353,004	178,408	24,301
7	保土ヶ谷	142,872	447,296	314,338	36,862
8	旭	97,938	355,333	216,580	25,395
9	磯子	141,688	452,421	337,413	33,296
10	金沢	152,782	474,596	379,035	36,903
11	港北	205,000	656,072	422,408	51,802
12	緑	163,542	547,228	373,973	35,573
13	山内	206,107	650,052	446,817	65,341
14	都筑	301,956	1,007,623	778,254	65,747
15	戸塚	229,010	646,479	554,177	52,751
16	栄	131,857	442,875	257,434	27,597
17	泉	107,893	388,613	191,192	24,840
18	瀬谷	70,527	264,478	145,342	15,586

※他の統計や過去の統計をご覧になりたい場合は、

「横浜市の図書館（横浜市立図書館年報）」をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/unei/Annual-report/>

【別紙2】

■ 市立図書館 一覧

	図書館名	所在地
1	中央図書館	西区老松町1
2	鶴見図書館	鶴見区鶴見中央2-10-7
3	神奈川図書館	神奈川区立町20-1
4	中図書館	中区本牧原16-1
5	南図書館	南区弘明寺町265-1
6	港南図書館	港南区野庭町125
7	保土ヶ谷図書館	保土ヶ谷区星川1-2-1
8	旭図書館	旭区白根4-6-2
9	磯子図書館	磯子区磯子3-5-1
10	金沢図書館	金沢区泥亀2-14-5
11	港北図書館	港北区菊名6-18-10
12	緑図書館	緑区十日市場町825-1
13	山内図書館	青葉区あざみ野2-3-2
14	都筑図書館	都筑区茅ヶ崎中央32-1
15	戸塚図書館	戸塚区戸塚町127
16	栄図書館	栄区公田町634-9
17	泉図書館	泉区和泉町6207-5
18	瀬谷図書館	瀬谷区本郷3-22-1

【取扱日・時間】

火曜日～金曜日：午前9時30分～午後7時

* 中央図書館・山内図書館 - 午前9時30分～午後8時30分

土～月曜日・祝(休)日・12月28日：午前9時30分～午後5時

1月4日：正午～午後5時

年 月 日

広告掲載申込書（印刷物：先着順）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -	
	ふりがな 名称		
	代表者職名・氏名		
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏名	
	連絡先	TEL/FAX	TEL / FAX
		Eメール	
業種・事業内容			
ホームページ URL			

※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。

広 告 主	所在地	〒 -
	ふりがな 名称	
	業種・事業内容	
	ホームページ URL	

募集対象事業名称	図書貸出レシート広告
掲載希望館	<input type="checkbox"/> 中央 <input type="checkbox"/> 港北 <input type="checkbox"/> 山内 <input type="checkbox"/> 都筑 <input type="checkbox"/> 戸塚
	<input type="checkbox"/> 鶴見 <input type="checkbox"/> 神奈川 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 南 <input type="checkbox"/> 港南
	<input type="checkbox"/> 保土ヶ谷 <input type="checkbox"/> 旭 <input type="checkbox"/> 磯子 <input type="checkbox"/> 金沢 <input type="checkbox"/> 緑
	<input type="checkbox"/> 栄 <input type="checkbox"/> 泉 <input type="checkbox"/> 瀬谷
	掲載希望期間

申 込 内 容	広告原稿記載事項	※申込時点で想定している広告画像に掲載予定の文言を記載してください。 「例：横浜市中央図書館では開館 30 周年イベントを実施中です！」

個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください）
		<input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢
		<input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（_____）
●収集対象 例：中学生以下、ウェブサイト問い合わせフォーム利用者 (_____)		
●収集規模 例：アンケート配布数 ○部、ウェブサイト上の申込フォーム (_____)		

様式C-2

誓約事項	<ul style="list-style-type: none">・横浜市の広告関連規程を遵守します。・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。・申込者が広告代理店である場合、広告主に対して横浜市が定める広告料を超える金額で販売しません。・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。
------	--

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。 (希望する ・ 希望しない ・ 登録済)